

証券コード 7185
平成30年6月11日

株 主 各 位

大阪市西区新町一丁目3番19号
MGビルディング
ヒロセ通商株式会社
取締役社長 細合 俊一

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前11時（受付開始 午前10時）
2. 場 所 大阪市中央区本町三丁目6番12号
セントレジスホテル大阪 11階 アスター ボールルーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hirose-fx.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hirose-fx.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善傾向が続き、緩やかな景気回復基調が継続しております。

こうした環境のもと、当社グループの関連する外国為替市場におきましては、米国政権の政策不安や地政学リスクの高まりにより、米ドル/円相場は、期首に1ドル111円台半ばで取引が始まり、年末にかけて107円台前半から114円台での小幅な値動きとなりました。年が明けてからは米国による北米自由貿易協定の離脱検討等、米国の通商政策への懸念からドル売りが優勢となり、104円台半ばまでドル安が進み期末には106円台前半で取引を終えました。外国為替市場全体的に前年に比べ小幅な値動きで推移しました。

この様な状況の中、当社グループは、為替変動率の低い状況でも安定した収益を上げるための取組みとして、カバー取引の見直し等による収益率改善に取り組みました。

加えて、顧客の損失を減少させるための取組みとして、毎月1回少人数制のセミナーを全国各地で執り行い、過去の取引から勝率の良い通貨ペアや曜日、勝ちトレード/負けトレードの平均保有期間などを分析したツール「LION分析ノート」を利用した取引分析の方法、指標発表時等による一時的なスプレッド拡大による意図しない逆指値注文の執行を防止するための便利機能としてリリースしたBID判定買(ASK判定売)逆指値の利用方法、許容スリップ機能の利用方法などをレクチャーし、顧客の取引収益向上への取組みにも力を入れました。

また、収益の多様化及び顧客基盤の強化を図るため、仮想通貨交換業を行うライオンコイン株式会社を設立しました。仮想通貨取引の透明性や今後の規制等について十分に勘案しサービス開始時期を検討しております。

上記のような取組みを行った結果、当社グループの口座数は449,899口座(前期比3.3%増)に達し、顧客預り証拠金は54,565,767千円(前期比18.1%増)となりました。また、年間の外国為替取引高は3兆9,899億通貨(前期比22.3%減)となりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は、7,671,961千円(前期比14.1%増)、営業利益は

2,610,461千円(前期比70.6%増)、経常利益は2,552,968千円(前期比74.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,706,913千円(前期比93.9%増)となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の業績は記載していません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は総額123,422千円であり、その主要なものは、本社増床に伴う内装工事費用及び顧客の利便性向上のためのシステム開発費用等であります。

その内訳は、次のとおりであります。

ソフトウェア取得	91,508 千円
器具備品取得	3,423 千円
建物取得	27,553 千円
車両運搬具取得	936 千円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関等より1,716百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、証券取引等他の金融商品と比べ近年急成長している事業といえます。その背景には、オンラインによる24時間取引が可能であること、少額からの投資が可能であること、取り扱う商品が外国為替という身近なものであるということ等、金融商品として魅力的であることが要因になっていると考えております。そのような中、当社グループでは、既存事業の一層の拡大及び安定的な収益計上への取組みが課題であると認識しており、今後の更なる成長のため、以下の内容を対処すべき課題ととらえ、対応に取り組んでまいります。

① 顧客ニーズの実現

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、顧客ニーズの把握及び実現が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、取引システムの操作性、スプレッドの縮小等による取引コストの削減、顧客の取引収益向上につながる情報の配信、キャンペーンの継続・条件の向上等顧客ニーズを素早く把握するとともに、これらを早いサイクルで実現するための社内関係部門との

連携及びシステム会社との連携を強化しております。今後もこれらの取組みについて、一層のスピードアップを図ることにより、顧客ニーズの実現に努めてまいります。

② 取引システムの安定稼働

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、100%オンラインシステムにより運営しており、取引システムの安定稼働が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、増加し続けている取引高に対して事前に十分なキャパシティを確保するとともに、取引システムに関する保守・運用面の継続的な改善の他、災害や大規模なシステム障害等の有事に備えた「事業継続計画」の強化にも努めてまいります。

③ ブランディング力の強化

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、ブランディング力の強化による同業他社との差別化が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、顧客ニーズを反映した取引アプリケーションの改善、スプレッド等の取引条件の最適化、ユニークなキャンペーンの実施及び社会貢献活動等を通じて当社グループの地位を明確化し、マス広告やWeb広告等を用いて認知度向上に努めてまいります。

④ 収益源の多様化

当社グループは、営業収益の大部分を外国為替証拠金取引事業に依存しており、外国為替市場の環境に影響を受ける可能性が高いため、外国為替市場の環境による収益面の不安定要素を軽減するとともに、安定した営業収益を確保するため、収益源の多様化を図ることが、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、外国為替証拠金取引業者向けにホワイトラベルサービスの提供、カウンターパーティとしてカバー取引を行うなど国内外の金融商品取引業者を対象とした取引(BtoB)にも取り組んでおります。

また、外国為替証拠金取引で蓄積したノウハウをもとに、バイナリーオプションや仮想通貨交換業など外国為替証拠金取引以外の金融商品の顧客向けサービス提供にも取り組んでまいります。

⑤ 海外事業の拡大

当社グループは、更なる収益基盤の拡大を図るため、海外において事業を拡大することが、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、平成22年10月に、英国に連結子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD. を設立しました。また、発展が目覚ましいアジア市場の開拓のため、平成24年10月に香港に連結子会社HIROSE TRADING HK LIMITEDを、平成26年10月にマレーシアに連結子会社Hirose Financial MY Limited

を設立しました。国内の外国為替証拠金取引事業で蓄積したノウハウを強みとし、各国の慣習、海外における金融商品の状況の把握、各国の顧客ニーズに対応したサービスの提供、低コストサービスの提供等により、海外での競争力の向上及び収益の増加に取り組んでまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と育成

顧客への適切なサービスの提供、顧客満足度の向上を図るためには、金融商品取引業者の社員として、適切な知識、認識、サービス精神を持った優秀な人材の確保と継続的な社員育成が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループの中心的存在として業務に取り組む意欲ある人材の採用・育成を積極的に行っております。また、経営理念、コンプライアンスプログラム、規程等に基づく研修をはじめ、顧客満足度向上への取り組みとして、カスタマーサポート担当社員はもとより、全社員に対して育成を図ってまいります。

⑦ コンプライアンス体制の確立

当社グループの取り扱う外国為替証拠金取引は、「金融商品取引法」、「金融商品の販売等に関する法律」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等により、顧客の適合性の審査、広告掲載内容の審査、リスク説明、商品説明、疑わしい取引の防止等が義務付けられており、コンプライアンス体制の確立が、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、「コンプライアンス管理規程」、「コンプライアンスマニュアル」等の制定を行い、コンプライアンス体制を強化し、高い倫理観をもって企業活動に取り組んでおります。また、役職員に対してコンプライアンスの周知徹底を目的とした研修等を定期的実施し、グループ全体でコンプライアンスに対する意識向上に努めております。更に、個人情報について適切な保護措置が重要であると考え、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運営するプライバシーマーク取得企業として個人情報保護体制の適切な整備・運用を確保し、個人情報保護に対する意識向上を図っております。

今後においても、役職員に対するコンプライアンスの周知徹底、教育、啓蒙活動を通じ、企業情報の適時開示体制を含めたコンプライアンス体制の確立を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (平成27年 3 月期)	第 13 期 (平成28年 3 月期)	第 14 期 (平成29年 3 月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (平成30年 3 月期)
営 業 収 益	4,968,653 千円	6,356,164 千円	6,721,917 千円	7,671,961 千円
経 常 利 益	486,537 千円	1,174,893 千円	1,462,212 千円	2,552,968 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	199,513 千円	705,833 千円	880,333 千円	1,706,913 千円
1 株当たり当期純利益	45.90 円	157.21 円	149.65 円	277.74 円
総 資 産	38,665,746 千円	47,147,187 千円	61,511,749 千円	75,303,956 千円
純 資 産	2,976,526 千円	4,285,927 千円	5,146,846 千円	6,752,239 千円

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2 第12期の総資産、純資産には、子会社Hirose Financial MY Limitedを連結しております。
 3 第13期の総資産、純資産には、子会社HIROSE FINANCIAL LIMITED、HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.を連結しております。
 4 第14期の総資産、純資産には、子会社株式会社らいおん保育園を連結しております。
 5 第15期の総資産、純資産には、子会社ライオンコイン株式会社を連結しております。また、子会社株式会社らいおん保育園は、平成30年3月15日に清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (平成27年 3 月期)	第 13 期 (平成28年 3 月期)	第 14 期 (平成29年 3 月期)	第 15 期 (当事業年度) (平成30年 3 月期)
営 業 収 益	4,242,518 千円	5,516,556 千円	5,753,761 千円	6,892,763 千円
経 常 利 益	581,395 千円	1,114,046 千円	1,301,481 千円	2,468,378 千円
当 期 純 利 益	229,479 千円	615,822 千円	611,817 千円	1,652,902 千円
1 株当たり当期純利益	52.79 円	137.16 円	104.01 円	268.95 円
総 資 産	34,770,666 千円	41,273,112 千円	54,683,503 千円	68,890,170 千円
純 資 産	2,661,327 千円	3,900,940 千円	4,497,213 千円	6,052,111 千円

- (注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
J F X 株式会社	317,000千円	100.0%	金融商品取引業
ライオンコイン株式会社	50,000千円	100.0%	仮想通貨交換業
HIROSE FINANCIAL UK LTD.	5,467千ポンド	100.0%	金融商品取引業
HIROSE TRADING HK LIMITED	7,000千香港ドル	100.0% (100.0%)	金融商品取引業（予定）
Hirose Financial MY Limited	1,500千USドル	100.0%	金融商品取引業
HIROSE FINANCIAL LIMITED	10,200千香港ドル	100.0%	取引システムの提供 カード決済事業
HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.	920千マレーシア リンギット	100.0%	コールセンター業務受託

(注) 1 HIROSE TRADING HK LIMITEDの株式は、JFX株式会社を通じての間接所有となっております。

2 出資比率欄の（ ）内はJFX株式会社が所有する出資比率を内数で示しております。

3 平成30年3月31日現在において、HIROSE TRADING HK LIMITEDは、営業を開始しておりません。

4 前連結会計年度末に連結子会社であった株式会社らいおん保育園は、当連結会計年度に清算終了したことに伴い、連結子会社から除外しております。

5 ライオンコイン株式会社は平成30年2月1日に設立しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、外国為替証拠金取引等の金融商品取引業であります。

(8) 企業集団の主要な拠点

① 当社

本社：大阪市西区新町一丁目3番19号MGビルディング

② 子会社

JFX株式会社（本社：東京都中央区）

ライオンコイン株式会社（本社：大阪市西区）

HIROSE FINANCIAL UK LTD.（本社：英国）

HIROSE TRADING HK LIMITED（本社：中国）

Hirose Financial MY Limited（本社：マレーシア）

HIROSE FINANCIAL LIMITED（本社：中国）

HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.（本社：マレーシア）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
75名	3名減

(注) 従業員数は就業人員（使用人兼務取締役、当社グループ外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
54名	2名減	35.6歳	5.16年

- (注) 1 従業員数は就業人員（使用人兼務取締役、他社への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。
2 平均年齢及び平均勤続年数には、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。また、平均勤続年数は、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社 みなと銀行	2,000,000 千円
株式会社 三井住友銀行	1,000,000 千円
株式会社 みずほ銀行	1,000,000 千円
オリックス銀行株式会社	600,000 千円
株式会社 関西アーバン銀行	500,000 千円
株式会社 高知銀行	500,000 千円
株式会社 イオン銀行	500,000 千円

(注) 平成30年3月末現在の借入残高が、5億円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 18,124,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,155,880株 (自己株式80,120株を除く。)
 (3) 単元株式数 100株
 (4) 株主数 13,110名
 (5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
細合俊一	674,000株	10.94%
友延雅昭	517,000	8.39
渋谷誠一	430,000	6.98
石原愛	286,800	4.65
松井隆司	266,800	4.33
野市裕作	236,800	3.84
松田弥	216,800	3.52
衣川貴裕	206,800	3.35
村井昌江	200,000	3.24
Maicos International Company Limited	129,500	2.10

(注) 持株比率は、自己株式(80,120株)を控除して計算しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成28年7月14日開催の当社取締役会において、長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力を更に高めることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

第3回新株予約権	
発行決議日	平成28年7月14日
新株予約権の数	5,950個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 595,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき701円
権利行使期間	平成29年7月1日～平成35年7月28日
行使条件	(注)
割当先	当社取締役 7名

(注) 新株予約権の行使の条件

1 本新株予約権者は、平成29年3月期乃至平成31年3月期のいずれかの期において、有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が下記(a)乃至(c)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)乃至(c)に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 1,900百万円を超過した場合：行使可能割合:30%

(b) 2,100百万円を超過した場合：行使可能割合:60%

(c) 2,600百万円を超過した場合：行使可能割合:100%

2 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- 3 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 4 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 5 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 合 俊 一	HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役
専務取締役	衣 川 貴 裕	内部管理部長 JFX株式会社 取締役 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役 Hirose Financial MY Limited 取締役 HIROSE FINANCIAL LIMITED 取締役 ライオンコイン株式会社 取締役
常務取締役	友 延 雅 昭	業務本部長 HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役 Hirose Financial MY Limited 取締役
取 締 役	松 田 弥	管理本部長兼総務部長 JFX株式会社 取締役
取 締 役	石 原 愛	業務部長
取 締 役	松 井 隆 司	経営企画室長
取 締 役	野 市 裕 作	広報部長 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役 ライオンコイン株式会社 取締役
取 締 役	古 草 鉄 也	市場管理担当
取 締 役 (監 査 等 委 員)	津 田 和 義	津田和義公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社ブレイントラスト 代表取締役 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社 社外監査役 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	藪 内 正 樹	藪内法律事務所 代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	丸 茂 英 雄	神戸伊藤町法律事務所 共同代表

- (注) 1 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
- 2 取締役(監査等委員)津田和義氏、取締役(監査等委員)藪内正樹氏及び取締役(監査等委員)丸茂英雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 取締役(監査等委員)津田和義氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 取締役(監査等委員)藪内正樹氏及び取締役(監査等委員)丸茂英雄氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

- 5 取締役（監査等委員）津田和義氏、取締役（監査等委員）藪内正樹氏及び取締役（監査等委員）丸茂英雄氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。
- 6 取締役（常勤監査等委員）大原理恵子氏は、平成29年6月29日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
- 7 取締役松井隆司氏は、平成29年12月31日付で株式会社らいおん保育園の代表取締役を退任いたしました。
- 8 専務取締役衣川貴裕氏及び取締役野市裕作氏は、平成30年2月1日付でライオンコイン株式会社の取締役に就任いたしました。
- 9 取締役（監査等委員）藪内正樹氏は、藪内法律事務所の代表を兼務しておりましたが、平成30年3月31日付で藪内法律事務所を廃止し、同日付にて、同氏は同法律事務所代表を退任いたしました。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査等委員の異動

① 就任

平成29年6月29日開催の株主総会において、細合俊一氏、衣川貴裕氏、友延雅昭氏、松田弥氏、石原愛氏、松井隆司氏、野市裕作氏、古草鉄也氏が取締役役に再任され、それぞれ就任いたしました。また、丸茂英雄氏が取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。

② 退任

平成29年6月29日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、取締役（常勤監査等委員）大原理恵子氏は辞任により退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	8 名	478,423 千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 名 (3 名)	16,287 千円 (14,600 千円)
合計	12 名	494,710 千円

- (注) 1 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第13期定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- 2 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第13期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
- 3 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額103,490千円（取締役103,303千円、監査等委員187千円）を含んでおります。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成29年6月29日の第14期定時株主総会の決議に基づき、以下のとおり役員退職慰労金を支払っております。

- ・取締役（監査等委員）1名に対し1,750千円

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 津田和義

- イ 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
津田和義公認会計士・税理士事務所の代表及び株式会社ブレイントラストの代表取締役を兼任しておりますが、両社と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ロ 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社及びシルバーエッグ・テクノロジー株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と当該法人との間で取引関係はありません。
- ハ 当該事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した取締役会18回のうち18回及び監査等委員会20回のうち20回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

② 取締役（監査等委員） 藪内正樹

- イ 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
藪内法律事務所の代表として弁護士業務を兼任しておりましたが、平成30年3月31日付で藪内法律事務所を廃止し、同日付にて同法律事務所代表を退任しております。なお、同法律事務所と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ロ 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- ハ 当該事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した取締役会18回のうち16回及び監査等委員会20回のうち18回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

③ 取締役（監査等委員） 丸茂英雄

- イ 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
神戸伊藤町法律事務所の共同代表として弁護士業務を兼任しておりますが、同法律事務所と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ロ 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- ハ 当該事業年度における主な活動状況
就任後に開催した取締役会14回のうち14回及び監査等委員会14回のうち14回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 取締役会の開催回数には書面決議（1回）を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,800 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,110 千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」についての対価を支払っております。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンスの概念を当社グループの全役職員が共有し、コンプライアンス体制を確立することを経営の最重要課題の一つとして掲げております。そのため、コンプライアンス遵守の基本規程である「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、当社の遵守事項を「コンプライアンスマニュアル」に定め全役職員に配布し周知徹底させております。

ロ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」及びその他の社内規程に従い経営の重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。取締役会に付議すべき事項については、「職務権限規程」で具体的に定めております。

ハ. 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は、法令及び監査等委員会が定めた監査方針に基づき、取締役会及び重要会議への出席、業務執行状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

ニ. コンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。また、コンプライアンスに関する事項の相談窓口として、社内相談窓口及び社外相談窓口を設置しております。なお、社外相談窓口については社外弁護士を選任し、内部通報者保護に配慮することでその実効性を高めております。

ホ. 取締役社長直轄の内部監査室は、各部門における職務の執行状況を監査し、随時取締役社長に報告しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ重要な諸会議の議事録やその他の重要文書(電磁的記録を含む)は社内規程(「文書管理規程」等)に従い適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、事業の推進及び企業価値の維持・向上を妨げる可能性のあるリスクを「危機管理規程」に定めており、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することで企業リスクの事前回避に努めております。

ロ. リスクが顕在化し危機が発生した場合は、取締役社長が対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめるとともに、再発防止策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務に関する決議及び取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 取締役の職務執行を円滑かつ効率的に行うため、原則として経営会議を毎月2回開催し、会社の基本方針並びに重要な業務執行に関する事項の協議・検討を行っております。

ハ. 経営計画・経営方針を策定し、基本戦略、経営目標の浸透を図るとともに、各取締役が職務分掌ごとに業務遂行に努めております。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、経営企画室を子会社管理の担当部門とし、「子会社管理規程」に基づき、子会社の事業が適切に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握しております。また、当社取締役が子会社取締役を兼務し、重要会議等へ出席することで、子会社の取締役等の業務執行に係る報告を受けております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、企業グループとして統一された基準で内部監査を実施し、子会社における経営情報及びリスク情報を把握しております。また、子会社管理担当部門は、子会社に損失の危険が発生することを把握した場合は、速やかにその内容及び当社グループに与える影響等を取締役会・経営会議等に報告することとしております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社経営企画室は、子会社に対して貸借対照表・損益計算書等の計算書類、予算実績対比表等の提出及び報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握することとしております。また、当社取締役管理本部長は、子会社の決算について、定期的に取締役会にて報告を行っております。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社内部監査室は、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査しております。また、内部監査の結果は、当社取締役会及び子会社に報告しております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を設置し、事務局所属の使用人を配置しております。その使用人が監査等委員会の指示に従って監査業務の補助を行います。
- ⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会は、当該使用人に対して監査等委員の職務の補助を行うよう命令できるものとし、当該使用人は、その命令に関しては、監査等委員以外の者から指揮命令を受けないものとしております。
- ロ. 監査等委員会を補助する使用人の人事考課、異動、懲戒等については監査等委員会の同意を得るものとしております。
- ⑧ 監査等委員会への報告に関する体制及び報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及びあらかじめ監査等委員と協議して定めた事項について監査等委員会に報告することとしております。
また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員から報告を求められた業務に関する事項その他に関する報告を行っております。
- ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
当社子会社の取締役等及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及びあらかじめ監査等委員と協議して定めた事項について監査等委員に報告することとしております。
また、当社子会社の取締役等及び使用人は、監査等委員から報告を求められた業務に関する事項その他に関する報告を行っております。
- ハ. 当社は、上記イ、ロの報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものいたします。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会及びその他重要な会議に出席しております。
 - ロ. 監査等委員は、取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、対処すべき課題等について意見を述べるとともに、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
 - ハ. 監査等委員は、会計監査人、内部監査室と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携して内部統制システムの整備を推進しております。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。
- (a) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、組織全体として対応します。
 - (b) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。
 - (c) 当社は、反社会的勢力の排除に関し、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門家と緊密な連携関係を構築してまいります。
 - (d) 当社は、取引関係を含めて、反社会的勢力との一切の関係を持ちません。
 - (e) 当社は、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
 - (f) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
 - (g) 当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を行いません。
 - (h) 当社は、反社会的勢力への資金提供を行いません。
 - (i) 当社は、すでに当社と取引をしている方が反社会的勢力であることが判明した場合、取引の解消に向けた適切な措置を速やかに講じます。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規則の整備

当社は、上記基本方針に基づき、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を整備しております。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者について

当社は、内部管理部を反社会的勢力対応の統括部署として定めております。また、不当要求防止責任者を選任・配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応します。

(c) 外部の専門機関との連携状況

当社は、外部専門機関と契約を結び、反社会的勢力との関係遮断に関する研修へ参加する他、緊急時における警察への通報、弁護士への相談を必要に応じて実施できる体制を整えております。

(d) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

内部管理部において反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢としております。

(e) 対応マニュアルの整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関するマニュアルを整備し、具体的な取組み内容を記載しております。

(f) 研修活動の実施状況

当社では、反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、コンプライアンスマニュアルの遵守事項に反社会的勢力との関係遮断について明記し、朝礼等で読み合わせを行い、役職員の周知徹底を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会で決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度においては、役職員に対しコンプライアンスプログラムに基づく社内研修の実施及び社外研修（セミナー）の受講、定期的なコンプライアンスマニュアルの読み合わせを行うなど、コンプライアンス遵守に向けて全社での取組みを行いました。また、毎月1回のコンプライアンス委員会に加えて適宜コンプライアンス委員会の開催や内部監査を通じてコンプライアンスの遵守状況を都度確認し、問題となる事象が発生していないことを確認しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上に努め、株主に対する利益還元を行うことを経営の重要な課題の一つとして認識しております。そのため、剰余金の配当等の決定に関しては、今後の事業展開及び経営体質強化のための内部留保資金とのバランスを総合的に勘案したうえで、業績に見合った利益還元を実施することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、1株当たり26円とさせていただきます。

なお、当社は、年1回の期末配当を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会です。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	74,987,206	流 動 負 債	66,940,556
現 金 及 び 預 金	7,109,284	外国為替取引預り証拠金	54,565,767
外国為替取引顧客分別金信託	45,807,000	外国為替取引顧客差金	282,000
外国為替取引顧客差金	11,354,478	外国為替取引顧客未払金	2,681,791
外国為替取引顧客未収入金	360,113	外国為替取引自己取引差金	638,783
外国為替取引差入証拠金	9,447,569	外国為替取引自己取引未払金	38,795
外国為替取引自己取引差金	175,406	短 期 借 入 金	7,600,000
外国為替取引自己取引未収入金	345,430	未 払 金	339,156
貯 蔵 品	37,532	未 払 費 用	45,329
未 収 入 金	65,300	未 払 法 人 税 等	614,369
未 収 還 付 消 費 税 等	185,055	賞 与 引 当 金	52,442
前 払 費 用	27,570	そ の 他	82,122
繰 延 税 金 資 産	50,234	固 定 負 債	1,611,160
そ の 他	22,229	長 期 借 入 金	500,000
固 定 資 産	316,749	退 職 給 付 に 係 る 負 債	43,627
有 形 固 定 資 産	125,965	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,048,351
建 物	107,793	資 産 除 去 債 務	19,182
車 両 運 搬 具	3,002	負 債 合 計	68,551,717
器 具 備 品	15,169	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	110,266	株 主 資 本	6,705,140
ソ フ ト ウ エ ア	110,020	資 本 金	846,918
そ の 他	246	資 本 剰 余 金	408,228
投資その他の資産	80,516	利 益 剰 余 金	5,476,580
長 期 前 払 費 用	1,348	自 己 株 式	△26,586
繰 延 税 金 資 産	37,698	その他の包括利益累計額	△4,807
差 入 保 証 金	32,276	為 替 換 算 調 整 勘 定	△4,807
そ の 他	12,572	新 株 予 約 権	51,906
貸 倒 引 当 金	△3,379	純 資 産 合 計	6,752,239
資 産 合 計	75,303,956	負 債 ・ 純 資 産 合 計	75,303,956

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		
外国為替取引損益	7,665,252	
その他の営業収益	6,708	7,671,961
営業費用		
販売費及び一般管理費		5,061,500
営業利益		2,610,461
営業外収益		
受取利息	2,849	
貸倒引当金戻入額	2,266	
還付金収入	652	
その他	1,101	6,869
営業外費用		
支払利息	61,527	
為替差損	2,616	
その他	217	64,362
経常利益		2,552,968
特別損失		
固定資産除却損		609
税金等調整前当期純利益		2,552,359
法人税、住民税及び事業税	861,805	
法人税等調整額	△16,359	845,446
当期純利益		1,706,913
親会社株主に帰属する当期純利益		1,706,913

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括 利益累計額 為替換算 調整勘定	新 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計			
当期首残高	845,118	408,228	3,898,690	△26,446	5,125,589	△1,292	22,549	5,146,846
当期変動額								
新株の発行	1,800	—	—	—	1,800	—	—	1,800
剰余金の配当	—	—	△129,023	—	△129,023	—	—	△129,023
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	1,706,913	—	1,706,913	—	—	1,706,913
自己株式の取得	—	—	—	△139	△139	—	—	△139
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	△3,514	29,357	25,842
当期変動額合計	1,800	—	1,577,889	△139	1,579,550	△3,514	29,357	1,605,392
当期末残高	846,918	408,228	5,476,580	△26,586	6,705,140	△4,807	51,906	6,752,239

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	67,951,849	流 動 負 債	61,241,407
現 金 及 び 預 金	5,745,806	外 国 為 替 取 引 預 り 証 拠 金	49,065,261
外 国 為 替 取 引 顧 客 分 別 金 信 託	40,289,000	外 国 為 替 取 引 顧 客 差 金	237,166
外 国 為 替 取 引 顧 客 差 金	11,309,593	外 国 為 替 取 引 顧 客 未 払 金	2,637,747
外 国 為 替 取 引 顧 客 未 収 入 金	316,117	外 国 為 替 取 引 自 己 取 引 差 金	638,783
外 国 為 替 取 引 差 入 証 拠 金	9,447,569	外 国 為 替 取 引 自 己 取 引 未 払 金	38,795
外 国 為 替 取 引 自 己 取 引 差 金	175,406	短 期 借 入 金	7,600,000
外 国 為 替 取 引 自 己 取 引 未 収 入 金	345,430	未 払 金	266,093
貯 蔵 品	36,366	未 払 費 用	39,974
未 収 入 金	43,354	未 払 法 人 税 等	597,032
未 収 還 付 消 費 税 等	158,142	預 り 金	75,552
前 払 費 用	21,955	賞 与 引 当 金	45,000
繰 延 税 金 資 産	46,639	固 定 負 債	1,596,652
そ の 他	16,467	長 期 借 入 金	500,000
固 定 資 産	938,321	退 職 給 付 引 当 金	39,347
有 形 固 定 資 産	112,323	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,040,901
建 物	98,476	資 産 除 去 債 務	16,403
車 両 運 搬 具	3,002	負 債 合 計	62,838,059
器 具 備 品	10,843	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	81,580	株 主 資 本	6,000,205
ソ フ ト ウ ェ ア	81,333	資 本 金	846,918
そ の 他	246	資 本 剰 余 金	408,228
投 資 そ の 他 の 資 産	744,417	資 本 準 備 金	389,198
関 係 会 社 株 式	676,326	そ の 他 資 本 剰 余 金	19,030
長 期 前 払 費 用	1,348	利 益 剰 余 金	4,771,645
繰 延 税 金 資 産	35,464	利 益 準 備 金	1,100
差 入 保 証 金	26,264	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,770,545
そ の 他	8,371	繰 越 利 益 剰 余 金	4,770,545
貸 倒 引 当 金	△3,358	自 己 株 式	△26,586
資 産 合 計	68,890,170	新 株 予 約 権	51,906
		純 資 産 合 計	6,052,111
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	68,890,170

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
外国為替取引損益		6,892,763
営業費用		
販売費及び一般管理費		4,377,443
営業利益		2,515,319
営業外収益		
受取利息	2,267	
関係会社経営指導料	9,894	
貸倒引当金戻入額	2,280	
為替差益	119	
その他	225	14,786
営業外費用		
支払利息	61,527	
その他	200	61,727
経常利益		2,468,378
特別損失		
固定資産除却損	609	
関係会社清算損	31,054	31,663
税引前当期純利益		2,436,715
法人税、住民税及び事業税	800,476	
法人税等調整額	△16,664	783,812
当期純利益		1,652,902

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式			株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当期首残高	845,118	389,198	19,030	408,228	1,100	3,246,665	3,247,765	△26,446	4,474,664	22,549	4,497,213
当期変動額											
新株の発行	1,800	—	—	—	—	—	—	—	1,800	—	1,800
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△129,023	△129,023	—	△129,023	—	△129,023
当期純利益	—	—	—	—	—	1,652,902	1,652,902	—	1,652,902	—	1,652,902
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△139	△139	—	△139
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29,357	29,357
当期変動額合計	1,800	—	—	—	—	1,523,879	1,523,879	△139	1,525,540	29,357	1,554,897
当期末残高	846,918	389,198	19,030	408,228	1,100	4,770,545	4,771,645	△26,586	6,000,205	51,906	6,052,111

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

ヒロセ通商株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大竹 新	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 美馬 和実	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒロセ通商株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒロセ通商株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

ヒロセ通商株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 新 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美馬 和実 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒロセ通商株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

ヒロセ通商株式会社 監査等委員会

監査等委員 津 田 和 義 ㊞

監査等委員 藪 内 正 樹 ㊞

監査等委員 丸 茂 英 雄 ㊞

(注) 監査等委員津田和義、藪内正樹及び丸茂英雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保を確保しつつ、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金26円 総額160,052,880円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
1	ほそあい としかず 細合 俊一 (昭和23年12月3日生)	昭和50年6月 近畿配達株式会社 入社 昭和57年1月 北辰商品株式会社 入社 平成16年3月 当社設立 代表取締役社長 (現任) 平成27年6月 HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役(現任)	674,000株
2	きぬがわ たかひろ 衣川 貴裕 (昭和53年1月6日生)	平成12年4月 米常商事株式会社 入社 平成14年8月 丸村株式会社 入社 平成16年5月 当社 入社 平成19年5月 当社 取締役業務IT担当 平成19年10月 当社 取締役管理本部担当 平成20年2月 当社 取締役内部管理部長 平成21年6月 JFX株式会社 取締役(現任) 平成24年10月 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役(現任) 平成26年10月 Hirose Financial MY Limited 取締役(現任) 平成27年6月 HIROSE FINANCIAL LIMITED 取締役(現任) 平成27年6月 当社 専務取締役内部管理部長(現任) 平成30年2月 ライオンコイン株式会社 取締役(現任)	206,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
3	<p style="text-align: center;">とものべ まさあき 友延 雅昭 (昭和42年9月23日生)</p>	<p>平成元年4月 北辰商品株式会社 入社 平成9年8月 米常商事株式会社 入社 同社 営業部次長 平成14年9月 丸村株式会社 入社 平成16年3月 当社設立 取締役監査担当 平成19年10月 当社 取締役内部監査室担当 平成20年2月 当社 取締役本部長 平成20年6月 当社 常務取締役業務本部長 (現任) 平成26年10月 Hirose Financial MY Limited 取締役(現任) 平成27年6月 HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役(現任)</p>	517,000株
4	<p style="text-align: center;">まつだ わたる 松田 弥 (昭和33年8月19日生)</p>	<p>昭和54年2月 浦西税務会計事務所 入所 平成2年12月 米常商事株式会社 入社 平成15年5月 丸村株式会社 入社 平成16年6月 当社入社 管理部長 平成19年5月 当社 取締役管理部長 平成19年10月 当社 取締役総務本部担当 平成20年2月 当社 取締役管理部長 平成22年6月 JFX株式会社 取締役(現任) 平成26年4月 当社 取締役管理本部長 兼総務部長(現任)</p>	216,800株
5	<p style="text-align: center;">いしはら あい 石原 愛 (昭和51年1月16日生)</p>	<p>平成6年4月 株式会社美卸社 入社 平成8年11月 西友商事株式会社 入社 平成10年4月 株式会社ユニテックス 入社 平成11年8月 米常商事株式会社 入社 平成14年8月 丸村株式会社 入社 平成16年5月 当社 入社 平成19年10月 当社 業務本部統括部長 平成20年2月 当社 取締役業務部長(現任)</p>	286,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
6	まつい たかし 松井 隆司 (昭和51年10月7日生)	平成13年4月 米常商事株式会社 入社 平成14年8月 丸村株式会社 入社 平成16年5月 当社 入社 平成19年10月 当社 業務部長 平成20年2月 当社 取締役経営企画室長 (現任) 平成28年4月 株式会社らいおん保育園 代表取締役社長	266,800株
7	のいち ゆうさく 野市 裕作 (昭和53年7月31日生)	平成13年4月 米常商事株式会社 入社 平成14年9月 丸村株式会社 入社 平成16年5月 当社 入社 平成19年10月 当社 管理部長 平成20年2月 当社 取締役広報部長(現任) 平成24年12月 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役(現任) 平成30年2月 ライオンコイン株式会社 取締役(現任)	236,800株
8	ふるくさ てつや 古草 鉄也 (昭和29年12月21日生)	昭和53年4月 日通商事株式会社 入社 昭和56年9月 ファースト・インター・ステイ ト銀行 入行 昭和59年3月 ロイズ銀行 入行 昭和63年2月 アービング銀行 入行 平成2年4月 カナダコマース銀行 入行 ディレクター 平成8年7月 カナダロイヤル銀行 入行 ディレクター 平成11年7月 コメルツ銀行 入行 ディレクター 平成15年5月 サクソ銀行 入行 平成17年2月 上田ハーロー株式会社 入社 COO 外貨保証金事業部長 平成25年4月 当社 社外取締役 平成25年6月 当社 取締役市場管理担当 (現任)	一株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
1	つだ かずよし 津田 和義 (昭和41年1月13日生)	平成2年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成10年10月 株式会社稲田商会取締役 平成12年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 平成15年8月 株式会社エム・エム・ティー取締役 平成20年3月 株式会社ブレイントラスト設立代表取締役(現任) 津田和義公認会計士・税理士事務所開設 代表(現任) 平成20年8月 当社 社外監査役 平成22年9月 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社 社外監査役(現任) 平成27年5月 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役(現任) 平成28年6月 当社取締役[監査等委員](現任)	一株
2	やぶうち まさき 藪内 正樹 (昭和48年10月3日生)	平成13年10月 宮内法律事務所 入所 平成18年6月 近畿財務局(任期付公務員) 平成22年4月 藪内法律事務所開設 代表 平成22年9月 当社 社外監査役 平成28年6月 当社取締役[監査等委員](現任) 平成30年4月 H&S法律事務所入所(現任)	一株
3	まるも ひでお 丸茂 英雄 (昭和47年9月7日生)	平成20年12月 弁護士登録(兵庫県弁護士会) 平成20年12月 井関法律事務所 入所 平成26年7月 近畿財務局(任期付公務員) 平成28年7月 神戸伊藤町法律事務所 開設 共同代表(現任) 平成29年6月 当社取締役[監査等委員](現任)	一株

(注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- 2 津田和義氏、簗内正樹氏及び丸茂英雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は津田和義氏、簗内正樹氏及び丸茂英雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 3 津田和義氏は、公認会計士としての豊富な経験、専門知識等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
- 4 簗内正樹氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験、専門知識等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
- 5 丸茂英雄氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験、専門知識等を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することが期待されるため、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。なお、同氏は現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
- 6 当社は、津田和義氏、簗内正樹氏、丸茂英雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府中央区本町三丁目 6 番12号

セントレジスホテル大阪 11階 アスター ボールルーム



交通 地下鉄御堂筋線「本町」駅下車、7番出口すぐ。

*誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。